

備えあれば憂いなし

★本パンフレットには、「所得補償保険パンフレット別冊」・「団体総合生活補償保険（MS&AD型）パンフレット別冊」が付いています。お申込みの際には必ずあわせてご確認ください。

団体所得補償保険

<所得補償保険>

団体傷害保険

<団体総合生活補償保険（MS&AD型）>

団体割引

10%* 適用

※詳しくは1ページをご覧ください。



ご家族の方も加入いただけます！

NEW

団体傷害保険に新たな補償が加わりました！

ぜひ加入をご検討ください！

基本セット

働き盛りの年代におすすめ！！

三大疾病（がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中）に罹患、発病したら、治療費も心配だけど、もしも働けなくなったら家族の暮らしはどうなるだろう・・・

病気とケガコース（Eセット） は**三大疾病診断保険金** がセット

されていますので
医師に診断され、治療を開始した場合などに
保険金が支払われます。

オプション

介護一時金（本人介護）（Gセット）

もしあなたが要介護状態になったら？

要介護状態は突然始まります。

仕事中に事故にあい、
身体に障害が残り、
要介護2と認定された



介護用品購入や住宅リフォームなど、
必要となる費用に備えられます！

募集要領

- 保険期間：2023年8月1日午後4時から2024年8月1日午後4時までの1年間
(中途加入時の補償期間：申込締切日の翌月1日午前0時から2024年8月1日午後4時まで)
- 申込締切日：2023年7月3日（月）中途加入の場合は毎月25日締め
- 保険料の払込方法：第1回目の引落とし予定日 2023年8月22日（火）
保険料は、毎月22日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にりそな決済サービスにより、ご登録いただいている金融機関口座から自動的に引き落としさせていただきます。
中途加入の場合は、申込月の翌月から金融機関口座より引き落としさせていただきます。

○この制度の特長

★**団体割引10%**が適用されています。

- この保険は大阪司法書士協同組合が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

★「**団体所得補償保険**」(病気やケガで働けなくなったときの**収入の減少をカバー**)と「**団体傷害保険**」(日常生活のさまざまな**ケガや病気による入院・通院等を補償***)の2つの保険があります。

(※病気の補償は「病気とケガコース」のみ)

★保険料は、**分割払**で毎月口座から**自動的に引き落とし**ですので、払込みの手間が要りません。○**募集商品ラインアップ**1. **団体所得補償保険** <所得補償保険>

- 病気やケガで就業不能となったとき、収入の減少をカバーします。

2～4ページ掲載

2. **団体傷害保険** <団体総合生活補償保険 (MS&AD型)>

- ケガや病気による入院・手術・通院等を補償します。(「ケガのみコース」はケガのみ補償)
- さまざまなオプションもご用意しています。

5～10ページ掲載

○**お申込人となれる方**

お申込人となれる方は大阪司法書士協同組合の組合員に限ります。

○**被保険者(補償の対象者)本人(*)の範囲**

ご家族も加入できます

被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、以下のとおりです。

- ①大阪司法書士協同組合の個人組合員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)および**組合員が雇用する補助者**
- ②大阪司法書士協同組合の組合員である司法書士法人の代表社員、使用司法書士およびこれらの者の家族(代表社員・使用司法書士の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および代表社員・使用司法書士と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

団体所得補償保険	ご加入いただけるのは、上記①②に加え ・Aセットの場合は保険始期日時点(2023年8月1日)で満15才以上の方で、現在健康でお働きになっている方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。 ・C3～C13セットの場合は保険始期日時点(2023年8月1日)で満15才以上満80才以下の方で、現在健康でお働きになっている方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
団体傷害保険	「病気とケガコース」、先進医療費用(Fセット)および介護一時金(本人介護)(Gセット)にご加入いただけるのは、上記①②に加え、保険始期日時点(2023年8月1日)で生後15日以上満89才以下の方かつ、健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。 「ケガのみコース」は①②の方であれば、年令・健康状況を問わず、ご加入いただけます。

○**加入手続**

添付の加入申込票に必要事項を記入・署名のうえ、大阪司法書士協同組合までご送付ください。

団体所得補償保険・団体傷害保険(病気とケガコース)においては、健康状況告知欄に記入された疾病があると、ご加入をお引受けできない、または当該疾病の属する疾病・症状群が保険金のお支払対象とならない条件でのお引受けとなる場合がありますのでご注意ください。

また、前年からご加入の皆さまで加入人数増やセット変更により、補償が前年度よりも拡大される場合は、改めて健康状況に関する告知が必要になります。

次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

<**自動継続の取扱いについて**>

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

ご家族の方の万一のときに備えて… **ご家族あわせでの加入をおすすめします!**

1. 団体所得補償保険

<所得補償保険>

★保険期間中に、ケガや病気により働けなくなった場合（就業不能となった場合）、**所得補償保険金**をお支払いします。

★**おすすめ！入院中は免責期間中もお支払いできる特約！**（入院による就業不能時追加補償特約）
ケガまたは病気により入院され就業不能となられた場合、**免責期間中の入院による就業不能日数も**保険金をお支払いします。（C3～C13セットのみ）

詳細は3～4ページをご参照ください。

突然やってくるケガや病気！

ケガや病気で働けなくなったとき…

団体所得補償保険で準備をすれば…

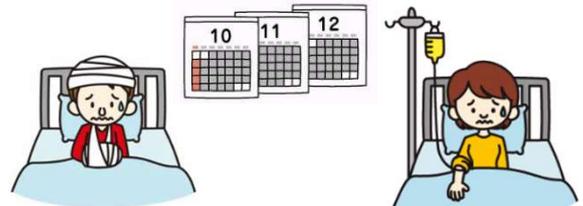


団体所得補償保険では
収入が減少したときの備えができます！

○こんなときにお役に立ちます

ケガや病気により働けなくなったとき

保険期間中に、ケガや病気により働けなくなった場合（就業不能となった場合）に、**所得補償保険金**をお支払いします。



交通事故でケガをして入院し、働けなくなった

病気で入院して働けなくなった

骨髄採取手術に伴い入院し、就業不能となったとき

骨髄採取手術を目的として入院した場合も補償対象となり、**所得補償保険金**をお支払いします。

なお、骨髄採取手術に伴う入院補償特約で保険金を支払う場合は、**免責期間（4日）を適用しません。**

（注）初年度契約のご加入後1年以内（骨髄採取手術に伴う入院補償特約がセットされた最初の保険契約へのご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前）に骨髄採取手術による就業不能となった場合には、保険金のお支払対象とはなりません。



1. 団体所得補償保険

<所得補償保険>

○保険金額と保険料 (1口あたり)

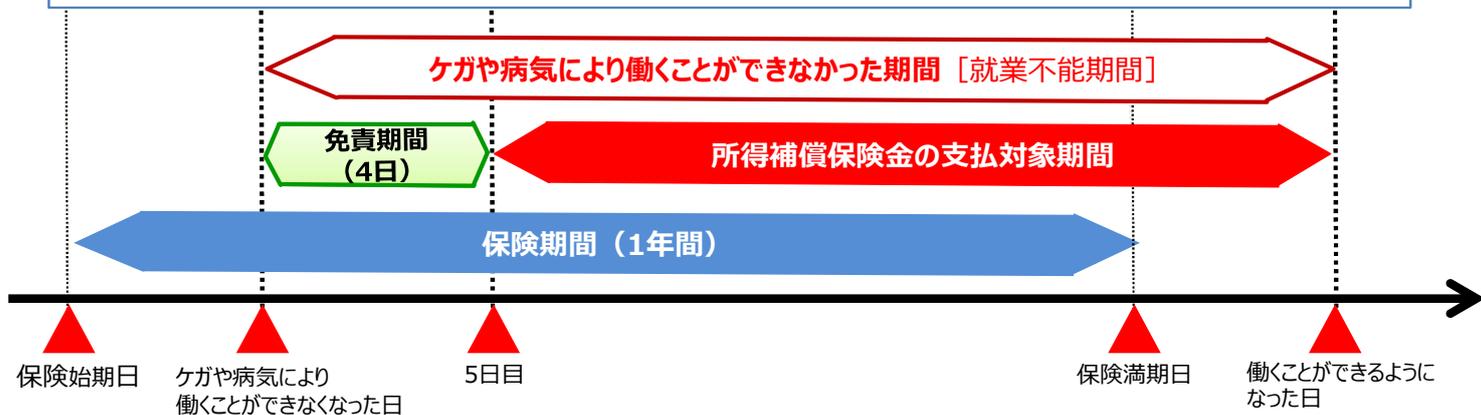
Aセット <免責期間4日> ■てん補期間：1年間

セット名	A											
年齢	25~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	55~59才	60~64才	65~69才	70~74才	75才以上	
所得補償保険金額(月額)	92,000円	75,000円	63,000円	51,000円	43,000円	37,000円	35,000円	34,000円	28,000円	17,000円	11,000円	
月払保険料	830円											
限度口数	15	20	25	35	40	50	50	55	65	110	180	

○所得補償保険金のお支払対象期間について

「Aセット」 <免責期間4日> ■てん補期間：1年間 の場合

・ケガや病気により、**免責期間(4日)**を超えて就業不能であった期間 に対して所得補償保険金をお支払いします。(てん補期間(1年間)を限度とします。)



「Aセット」(免責期間4日)に10口ご加入の場合の保険金お支払例

所得補償保険金額(月額)：37,000円×10口=370,000円



タロウさん
54才

保険金お支払例

脳梗塞で倒れて救急車で運ばれ1月3日から入院し、退院後11月16日まで医師の治療を受けながら自宅療養し就業不能となったケース
⇒所得補償保険金の支払対象期間：1月7日~11月16日(10か月と10日)(免責期間1/3~1/6の4日)
お支払いする保険金：37万円×10か月+37万円×10日/30日= 約 **382.3万円**

! 保険金額の設定について !

・保険金額の設定については、被保険者が加入されている**公的医療保険制度の給付内容**をご勘案いただいたうえで、**平均月間所得額の範囲内**で適切な保険金額をお決めください。(就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)
なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、**その超えた部分については保険金をお支払いできません**のでご注意ください。

・**司法書士の方は、事業所得の70%程度を目安**に口数を設定してください。なお、所得には司法書士業務以外の事業所得、例えば、土地家屋調査士業務等による所得を含みます。**司法書士法人に勤務されている司法書士の方、補助者の方は給与と所得の40%程度の金額を目安**にしてください。

・1口あたりの保険金額が、上記保険金額設定の「目安」を超える場合、またはご家族の方が加入される場合は、別途、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

平均月間所得の範囲内で保険加入!



1. 団体所得補償保険

<所得補償保険>

おすすめ!



○保険金額と保険料 (1口あたり)

C3~C13セット<免責期間4日+入院中は免責期間中もお支払いできる特約>

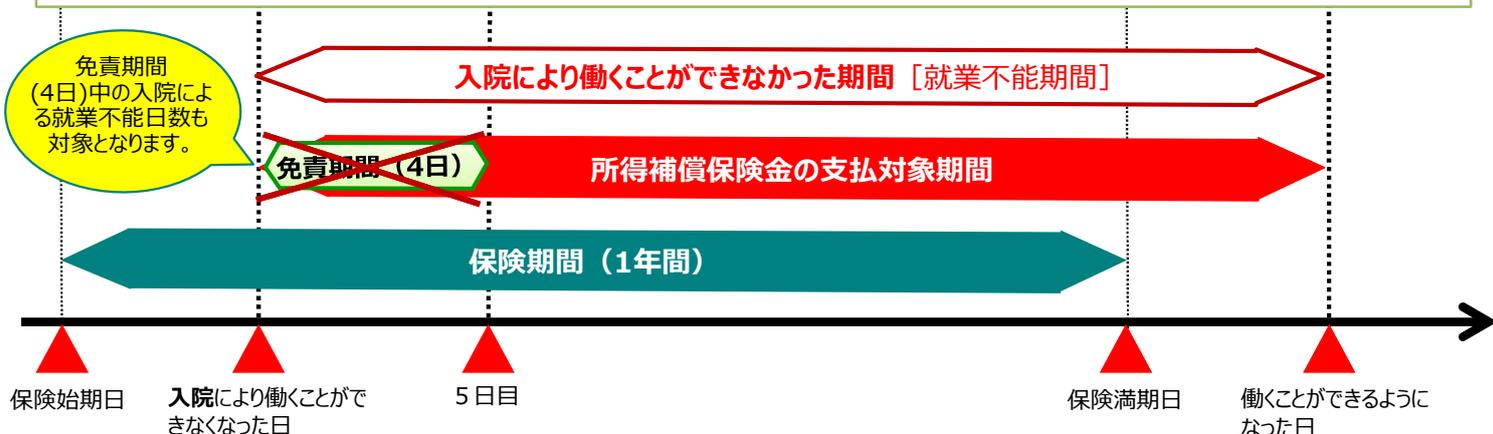
(入院による就業不能時追加補償特約) ■てん補期間: 1年間

セット名	C3	C4	C5	C6	C7	C8	C9	C10	C11	C12	C13
年齢	25~29才	30~34才	35~39才	40~44才	45~49才	50~54才	55~59才	60~64才	65~69才	70~74才	75~80才
所得補償 保険金額 (月額)	105,000 円	85,000 円	68,000 円	54,000 円	45,000 円	39,000 円	37,000 円	35,000 円	29,000 円	20,000 円	14,000 円
月払保険料	1,071円	1,046円	993円	983円	941円	944円	929円	924円	916円	1,054円	1,107円
限度口数	15	20	25	35	40	50	50	55	65	100	130

○所得補償保険金のお支払対象期間について

「C3~C13セット」<免責期間4日+入院中は免責期間中もお支払いできる特約> ■てん補期間: 1年間 の場合
(入院による就業不能時追加補償特約)

- ・就業不能が入院によるものであった場合、免責期間中の入院による就業不能日数も所得補償保険金をお支払いします。(てん補期間(1年間)を限度とします。)
- ただし、自宅療養等就業不能が入院によるものではない場合は、免責期間(4日)を超えた期間に対して所得補償保険金をお支払いします。(免責期間(4日)を適用し、就業不能期間の開始した5日目から所得補償保険金をお支払いします。)



「C8セット」(免責期間4日+入院中は免責期間中もお支払いできる特約)に10口ご加入の場合の保険金お支払例



ヒロシさん
50才

所得補償保険金額(月額) : 39,000円×10口 = 390,000円

保険金お支払例

脳梗塞で倒れて救急車で運ばれ1月3日から1週間入院し、退院後11月16日まで医師の治療を受けながら自宅療養し就業不能となったケース
⇒所得補償保険金の支払対象期間: 1月3日~11月16日(10か月と14日)

お支払いする保険金: 39万円×10か月 + 39万円×14日/30日 = **408.2万円**

- この保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※年齢は、2023年8月1日時点の満年齢でご加入ください。

※3~4ページは職種別1級(司法書士、事務職等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

※満15才~満24才までの保険金額・保険料につきましては、代理店・扱者までお問い合わせください。

2. 団体傷害保険

24時間、365日の補償です!!
 <団体総合生活補償保険 (MS&AD型) >

- ★ さまざまな事故によるケガのみならず、**NEW**
病気による入院・手術・放射線治療・通院※1、三大疾病診断保険金※2も補償! (「病気とケガコース」のみ)
 ※1 病気による通院の補償は疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気の治療のため、通院された場合に限りです。
 ※2 三大疾病診断保険金は「病気とケガコース」(Eセット) のみの補償です。
- ★ 国内はもちろん海外でのケガ・病気も補償! (病気の補償は「病気とケガコース」のみ)
- ★ 複数のオプションから、ニーズに合った補償を選べます。
 (日常生活賠償、携行品損害、ホールインワン・アルバイトロス費用、先進医療費用、介護一時金(本人介護)) **NEW**

基本セット

(本人型)

● 「病気とケガコース」Eセット・Bセット・「ケガのみコース」Zセットをおひとりの被保険者が重複して加入いただくことはできませんので、ご注意ください。

○こんなときにお役に立ちます

日本国内・海外とも補償

おすすめ

病気とケガコース (Eセット・Bセット)

さまざまな事故によるケガ + 病気入院等 + 三大疾病診断保険金※を補償

(※三大疾病診断保険金は「Eセット」のみ)

ケガのみコース (Zセット)

さまざまな事故によるケガを補償

詳細は下記へ



料理中にヤケドをした



スポーツ中にケガをした



車にはねられてケガをした



ケガの補償

階段から落ちてケガをした

など



病気で入院した



病気で手術した

病気の補償



病気の治療のため入院、退院した後、その病気治療のため通院した



病気で放射線治療を受けた

など

三大疾病診断保険金



がん(悪性新生物)と診断された、急性心筋梗塞・脳卒中を発病し、その治療のため入院した

詳細は次ページへ

○保険金額と保険料

ケガのみコース

★加入限度口数: 5口(既加入者の方は10口(15才未満の方は5口)限度)
 (今回より加入限度口数は5口となります。新規・口数変更は5口までです。)

日本国内・海外とも補償

セット名		Z
傷害死亡・後遺障害保険金額		450万円
傷害入院保険金日額	支払限度日数: 180日	3,000円
	支払対象期間: 180日	
傷害手術保険金		入院中の手術 : 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術 : 傷害入院保険金日額の 5倍
傷害通院保険金日額	支払限度日数: 90日	2,000円
	支払対象期間: 180日	
月払保険料		1,320円

2. 団体傷害保険

24時間、365日の補償です!!

<団体総合生活補償保険 (MS&AD型) >

基本セット

(本人型)

●「病気とケガコース」Eセット・Bセット・「ケガのみコース」Zセットをおひとりの被保険者が重複して加入いただくことはできませんので、ご注意ください。

○保険金額と保険料

病気とケガコース

NEW
おすすめ

★加入限度口数：5口

日本国内・海外とも補償

セット名		E	B
傷害死亡・後遺障害保険金額		500万円	500万円
ケガ	傷害入院保険金 日額	支払限度日数：180日 支払対象期間：180日	3,000円
	傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍	3,000円
ケガ	傷害通院保険金 日額	支払限度日数：90日 支払対象期間：180日	2,000円
病気	疾病入院保険金 日額	支払限度日数：180日 支払対象期間：1,095日	3,000円
	疾病手術保険金	入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍	3,000円
	疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍	
	疾病通院保険金 日額※1	支払限度日数：30日 支払対象期間：180日	2,000円
三大疾病診断保険金※2		50万円	—

※1 疾病通院の補償は疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気の治療のため、通院された場合に限りです。

※2 Eセットには、三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約がセットされていますので、医師によって、特約記載の三大疾病（がん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。）に罹患、発病したことが診断され、治療を開始し、支払要件を充足した場合（保険期間中にがんと診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院された場合に限りです。）に保険金をお支払いします。（詳細は「団体総合生活補償保険（MS&AD型）パンフレット別冊」9～10ページの「保険金をお支払いする場合」をご覧ください。）

月払保険料	E	B
生後15日～4才	1,750円	1,720円
5～9才	1,660円	1,630円
10～14才	1,530円	1,500円
15～19才	1,540円	1,510円
20～24才	1,610円	1,570円
25～29才	1,790円	1,680円
30～34才	1,970円	1,770円
35～39才	2,100円	1,800円
40～44才	2,270円	1,810円
45～49才	2,640円	1,960円
50～54才	3,010円	2,180円
55～59才	3,840円	2,520円
60～64才	5,600円	3,080円
65～69才	7,430円	4,070円
70～74才	9,800円	5,510円
75～79才	12,780円	8,320円
80～84才	14,870円	12,390円
85～89才	15,410円	13,770円

●「ケガと病気コース」にご加入の場合、年齢は保険始期日時点（2023年8月1日）の満年齢でご加入ください。

●ご加入にあたっては健康状況告知が必要となります。（新規加入の場合、継続加入で保険金額の増額等、疾病にかかわる補償を拡大される場合のみ）

2. 団体傷害保険

24時間、365日の補償です!!
 <団体総合生活補償保険 (MS&AD型) >

オプション

- オプション補償のセットのみのご加入はできません。「基本セット」に追加してご加入ください。
- 基本補償のセットの加入口数にかかわらず、オプションの加入限度口数は1口です。



※オプション補償のセット(介護一時金を除きます。)のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

日常生活賠償 (Cセット)

日常生活賠償保険金 日本国内の事故は示談交渉サービス付き

★日常生活賠償特約

被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や、日常生活に起因する偶然な事故で、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合、または日本国内で誤って線路上に立ち入り、被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

※国内で発生した賠償事故の示談交渉は引受保険会社がお引受けします。(詳細は「団体総合生活補償保険(MS&AD型)パンフレット別冊28ページの「賠償責任を補償するプランにご加入の場合」をご覧ください。)

日本国内・海外とも補償
 (一部国内のみ補償)

Cセット	保険金額	1億円
	月払保険料	130円

(注)被保険者の範囲は、被保険者本人およびその家族です。
 補償の対象となる家族の範囲は9ページ「日常生活賠償」の被保険者(補償の対象者)の範囲について、または「団体総合生活補償保険(MS&AD型)パンフレット別冊32ページの「契約概要のご説明」の「1.商品の仕組み」をご覧ください。

高額賠償リスクについては、10ページをご参照ください。

例えば
 こんなときに



自転車で通行人に
 ケガをさせた



階下の他人宅に
 水ぬれ損害を与えた

携行品損害 (Mセット)

携行品損害保険金

★携行品損害補償特約(新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット)

盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。

ただし、「団体総合生活補償保険(MS&AD型)パンフレット別冊」21ページの「補償対象外となる主な『携行品』」については、補償の対象にはなりません。

日本国内・海外とも補償

Mセット	保険金額 (免責金額 3,000円)	30万円
	月払保険料	180円

(注1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。

(注2)携行品損害補償の損害額は1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。

例えば
 こんなときに

ハンドバッグを
 ひったくられた



外出先で誤って
 カメラを落として
 壊した

ホールインワン・アルバトロス費用 (Hセット)

ホールインワン・アルバトロス費用保険金

★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)

日本国内のゴルフ場でゴルフ競技中、ホールインワンまたはアルバトロスを達成したことにより、慣習として負担する費用が発生した場合に保険金をお支払いします。

日本国内のみ補償

Hセット	保険金額	100万円
	月払保険料	1,040円

例えば
 こんなときに



ゴルフラウンド中に
 ホールインワンを
 達成し、祝賀会を
 開催した

(注1)原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。

(注2)この補償は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットできません。

★ホールインワン・アルバトロス費用オプションは、加入申込票に記名された方1名が被保険者(補償の対象者)となります。

2. 団体傷害保険

24時間、365日の補償です!!
<団体総合生活補償保険 (MS&AD型) >

オプション

先進医療費用 (Fセット)

先進医療費用保険金

★先進医療費用保険金補償特約(特定精神障害補償特約セット)

ケガや病気のため、保険期間中に日本国内で先進医療を受けた場合に負担する費用を実費で補償します。

日本国内のみ補償

先進医療費用の詳細については、
10ページをご参照ください。

Fセット	保険金額	1,000万円
	月払保険料 (生後15日~89才)	70円

例えば
こんなときに



がんの治療で指定病院で
先進医療を受けた

(注1)ご加入にあたっては健康状況告知が必要となります。

(注2)「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。

詳細は「団体総合生活補償保険(MS&AD型)パンフレット別冊」25ページをご覧ください。

介護一時金 (本人介護) (Gセット)

NEW

介護一時金 本人介護

日本国内・海外とも補償

★介護一時金支払特約

★要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット

介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が30日を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。

Gセット	保険金額	100万円
------	------	-------

(フランチャイズ期間: 30日)

例えば
こんなときに



仕事中に事故にあい、身体に障害が
残り、要介護2と認定された

被保険者の満年齢	月払保険料
生後 15日~44才	10円
45才~49才	20円
50才~54才	50円
55才~59才	110円
60才~64才	250円
65才~69才	600円
70才~74才	1,360円
75才~79才	3,020円
80才~84才	7,820円
85才~89才	15,790円

◎年齢は保険始期(2023年8月1日)時点での満年齢となります。

(注1)ご加入にあたっては健康状況告知が必要となります。

(注2)「要介護状態」とは、要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)がセットされていますので、公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定の効力が生じた状態または特約記載の状態をいいます。

詳細は「団体総合生活補償保険(MS&AD型)パンフレット別冊」26ページをご覧ください。

★団体総合生活補償保険 (MS & AD型) にご加入の場合、インターネット事故受付サービスもご利用可能です。



万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

三井住友海上へのご連絡は24時間365日事故受付サービス

三井住友海上事故受付センター 0120-258-189(無料)

もしくは、インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」※までご連絡ください。

※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



2. 団体傷害保険

24時間、365日の補償です!!
 <団体総合生活補償保険 (MS&AD型)>

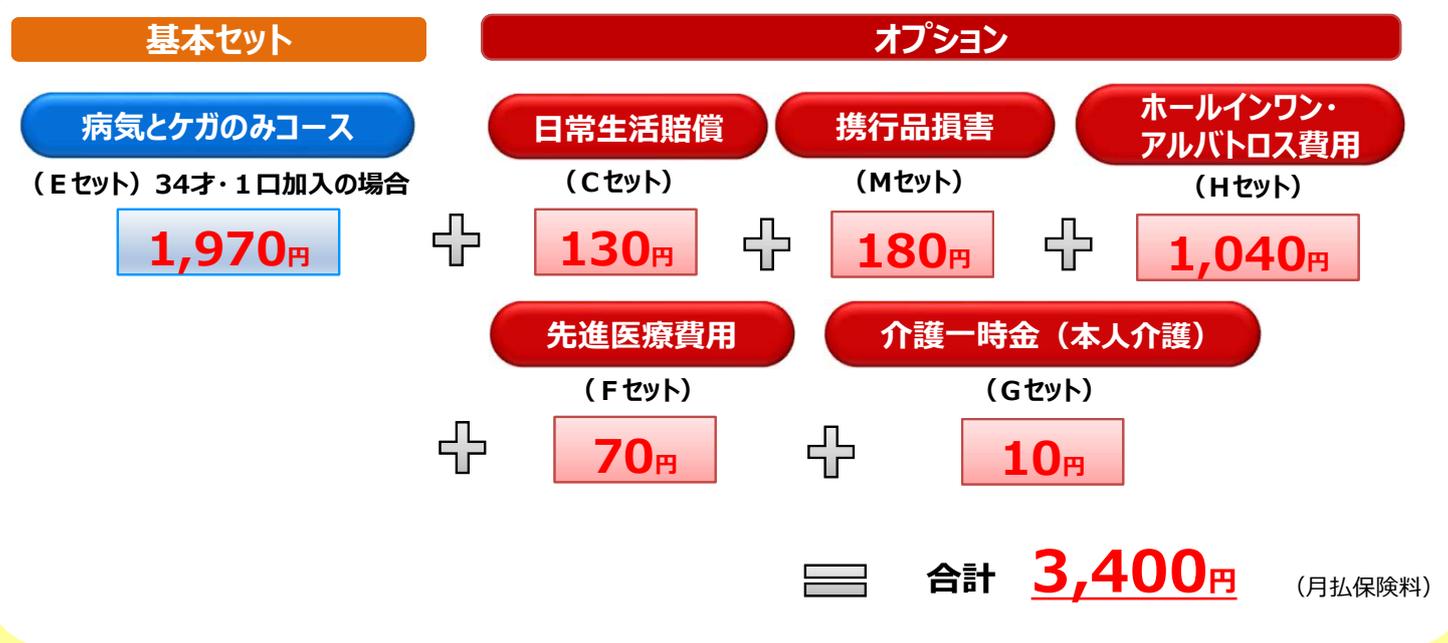
オプションは基本セットにプラスして加入いただけます。

! オプションのみのご加入はできません。



○ご加入例

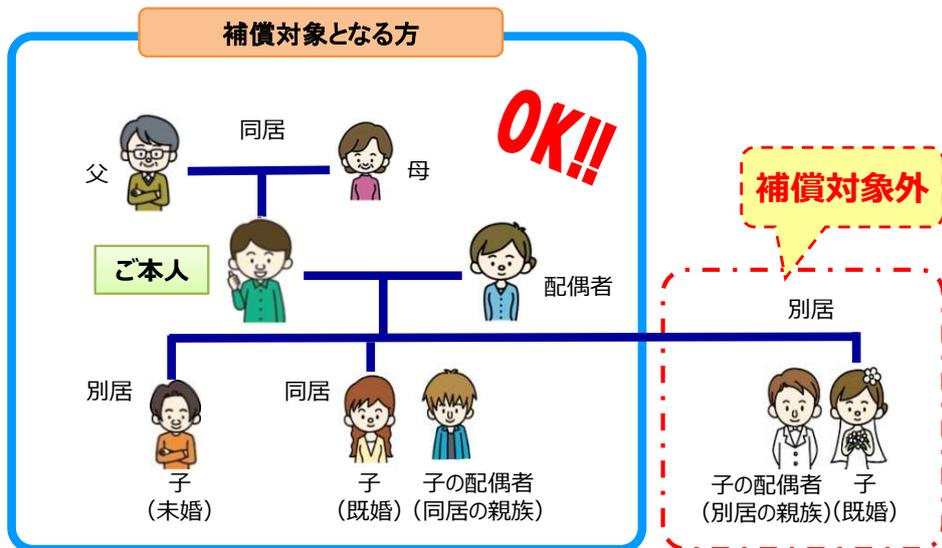
★基本セットとオプションのセットでのご加入をおすすめします。



「日常生活賠償」の被保険者（補償の対象者）の範囲について

加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方（本人）に加え、保険金支払事由発生時において次の関係の方が被保険者（補償の対象者）となります。

- (a) 本人の配偶者
- (b) 同居の親族（本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族）
- (c) 別居の未婚の子（本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子）
- (d) 本人および(a)から(c)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
- (*) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際に定めるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。



2. 団体傷害保険

24時間、365日の補償です!!
<団体総合生活補償保険 (MS&AD型) >

オプション

オプションのみのご加入はできません。必ず、基本セットにプラスしてご加入ください。

先進医療費用

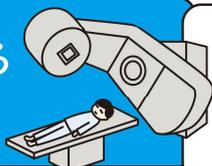
公的医療保険の対象外となる先進医療に要する費用^{※1}等を補償します

【先進医療費用
保険金補償特約】

※1 先進医療に要する費用は、先進医療の技術料のみをいい、
保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金を除きます。

POINT 1

先進医療に要する
費用を補償



たとえば/
重粒子線治療

ガン治療に効果が見込まれる
重粒子線治療の自己負担は…

約 **313万円**^{※2}

その他にも、先進医療には様々な高度な医療があります。
先進医療の詳細は厚生労働省のHPを参照ください。
(各先進医療によって自己負担は異なります。)

※2 平成31年1月10日厚生労働省「第71回先進医療会議」資料
「平成30年度実績報告(平成29年7月1日~平成30年6月30日)」より

POINT 2

先進医療を受けるための
交通費・宿泊費も補償



先進医療を受けられる医療機関は限られており、治療費に加えて
交通費・宿泊費の負担も考えなければなりません。

たとえば/
重粒子線治療

実施している医療機関は
全国で **6病院**^{※3}に限られます。

(群馬県・千葉県・神奈川県・大阪府・兵庫県・佐賀県)

補償する交通費・宿泊費とは…

- 先進医療を受けるための病院等との間の往復交通費
- 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円が限度)

※3 令和元年8月1日現在厚生労働省ホームページより

「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります。)をいいます。先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

高額賠償リスクへの備えは十分ですか？

日常生活賠償

【日常生活賠償特約】

自転車に
乗るために
保険が必要…？

およそ6分に1件の割合で、
自転車事故が発生しています。^{※1}



自転車事故で相手にケガをさせた場合、賠償責任が発生します。
また、その賠償額も高額となる場合があります。

● 他人にケガをさせる



● 他人のものを壊す
(損害を与える)



など

自転車事故でも
高額賠償
判決が
出ています

自転車による
加害事故例^{※1}

Case.1

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

判決認容額(注) **9,521万円**

神戸地方裁判所
平成25(2013)年7月4日判決

Case.2

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車直進してきた男性会社員(24才)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。

判決認容額(注) **9,266万円**

東京地方裁判所
平成20(2008)年6月5日判決

Case.3

男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38才)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。

判決認容額(注) **6,779万円**

東京地方裁判所
平成15(2003)年9月30日判決

(注) 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

※1 日本損害保険協会「知っていますか? 自転車事故の実態と備え」(2019年8月改訂)から作成

このような自転車事故での損害賠償に備えるために **オプション「日常生活賠償」**へのご加入をおすすめします!

■今回の募集では、以下の特約がセットされています。本パンフレットと同時にお渡しする「所得補償保険パンフレット別冊」・「団体総合生活補償保険（MS&AD型）パンフレット別冊」の該当する保険金、特約部分についてご確認ください。（「パンフレット別冊」に記載の「特約固有の被保険者の範囲の年令」と本パンフレットに記載の年令が異なる場合は本パンフレット記載の年令が優先されます。）

●所得補償保険・団体総合生活補償保険（MS&AD型）ともに、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされます。

所得補償保険

条項名・特約名	保険金の種類	セット名
補償条項、基本条項	所得補償保険金	A・C3～C13
骨髄採取手術に伴う入院補償特約		
保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約		
無事故戻しに関する規定の不適用特約		
入院による就業不能時追加補償特約		C3～C13

団体総合生活補償保険（MS&AD型）

[基本セット]

特約名	保険金の種類		コース名（セット名）
傷害補償（MS&AD型）特約	傷害 保 険 金	傷害死亡保険金	病気とケガコース （E・B）
		傷害後遺障害保険金	
		傷害入院保険金	ケガのみコース （Z）
		傷害手術保険金	
		傷害通院保険金	
疾病補償特約 特定精神障害補償特約セット	疾 病 保 険 金	疾病入院保険金	病気とケガコース （E・B）
		疾病手術保険金	
		疾病放射線治療保険金	
		疾病通院保険金	
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	三大疾病診断保険金		病気とケガコース （Eのみ）

[オプション]

特約名	保険金の種類	オプションセット名
日常生活賠償特約	日常生活賠償保険金	C
携行品損害補償特約 新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット	携行品損害保険金	M
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	ホールインワン・アルバトロス費用保険金	H
先進医療費用保険金補償特約 特定精神障害補償特約セット	先進医療費用保険金	F
介護一時金支払特約 要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット	介護一時金 本人介護	G

新規ご加入、変更、脱退のご連絡は…

■ <団体（契約者） / 保険制度事務局>

大阪司法書士協同組合

大阪市中央区谷町2丁目7番6号 みのるビル7F

TEL : 06-6941-7129 FAX : 06-6941-7123

保険に関するお問い合わせ、事故の際のご連絡は…

<代理店・扱者> 株式会社 島本保険事務所 担当：岡田
大阪市中央区久太郎町4丁目1-3 大阪センタービル2階
TEL : 06-6252-4528 FAX : 06-6245-4686

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社
関西企業営業第三部第二課 大阪市中央区北浜4-3-1
TEL : 06-6233-1512